

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	1 2	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
施策目標	1	厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること
担当部局・課	主管部局・課	大臣官房統計情報部企画課情報企画室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	国民の利便性・サービスの向上を図り、申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数が前年度を上回ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化に取り組んでいる。					
○ 関連する経費					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府の実現（電子政府のための基盤整備費） （平成17年度予算額）403百万円（一般会計：102百万円 特別会計：301百万円） ・ 電子政府の実現（厚生労働行政総合情報システム整備費） （平成17年度予算額）795百万円（一般会計） ・ 電子政府の実現（厚生労働省共用データベースシステム関係経費） （平成17年度予算額）115百万円（一般会計） 					
(評価指標の考え方)					
申請・届出等手続のオンライン化実施手続数が増えることにより、国民がオンラインにより申請・届出を行う機会が増大する。					
また、申請・届出等手続のオンライン申請利用件数は、国民がITの活用による恩恵を享受していることを示す指標の一つと考えられる。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
申請・届出等手続等のオンライン化実施手続数（件）（上段は当該当年度手続数、下段は累計）	5	457	2,684	129	239
	16	473	3,157	3,286	3,525
(備考)					
評価指標の件数は、大臣官房統計情報部企画課情報企画室の集計による。また、平成17年度に手続の改廃等が行われたことにより、昨年度の実績評価書における手続					

数とは一致しない。また、「オンライン化実施手続数」は年度末までにオンライン化した手続数であり、この中には、オンライン化実施時期により、当該年度内の利用可能期間が短い手続も含まれる。

(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数 (件)	-	-	2,296	29,077	65,909

(備 考)

オンライン申請利用件数は、厚生労働省電子申請・届出システムにおけるものである。当システムは、申請・届出等手続等を受け付けるシステムの一つとして、平成 15 年 3 月 24 日に運用開始されたものである。

2. 評 価

(1) 現状分析

現状分析

オンライン利用の促進については、「電子政府構築計画」(平成 16 年 6 月 14 日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議一部改定) 等において、国民の利便性・サービスの向上に向け、政府全体として取り組むこととされてきたところである。IT 利用・活用を一層進めるため、「IT 政策パッケージ-2005」(平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定) に基づき、電子政府の推進のための取組の一つとして年間申請件数の多い(年間申請件数 10 万件以上) 手続等をオンライン利用促進対象手続として定め、利用促進のための行動計画を平成 18 年 3 月に策定したところである。厚生労働省においてもこれらを踏まえた利用促進のための取組を進める必要がある。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

平成 17 年度に 239 件の手続をオンライン化し、これまでに全体で 3,525 手続について 24 時間 365 日オンラインにより行うことを可能とした。これらの手続のうち、代表的な手続について「電子政府・オンライン申請体験フェア」等の各種イベントや、厚生労働省ホームページ等において、積極的な周知・広報及び利用者に分かりやすい案内を行った。

また、システムの仕様公開により民間ソフトの開発を促し、企業が管理するデータとの関係を推進する等の取組を行った結果、厚生労働省電子申請・届出システムの利用件数は前年度を上回り 65,909 件となった。

政策手段の効率性の評価

- ① インターネットを利用した国民等に対するアンケートや企業・団体に対するヒアリングによって阻害要因等を把握し、オンライン利用促進のための取組に反映させるとともに、
- ② 「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定) に基づき、2010 年度までにオンライン利用率 50 %以上の達成に向け、年間申請件数の多い(年間申請件数 10 万件以上) 手続等について「オンライン利用促進のための行動計画」(2006 年(平成 18 年) 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定) を策定し利用促進方策を講ずることとした。当該計画の策定に当たって、業務・システムの最適化と連携し

た取組を行うため、最適化に関する担当者間の情報共有や連絡・調整等を図ることを目的として省内に設けられている「業務・システムの最適化に係る担当者連絡会議」などの場を活用するとともに、各部局の利用促進担当者による打ち合わせの場を設け、利用促進方策を連携して実施するための具体的な検討を行った。

これらにより、オンライン利用促進に向け効率的に取り組むことができた。

総合的な評価

3,525 手続について 24 時間 365 日オンライン利用を可能とするとともに、各種イベント等を活用した積極的な周知・広報などに取り組むことにより、厚生労働省電子申請・届出システムの利用件数が平成 16 年度の 2 倍以上となった。今後は、「オンライン利用促進のための行動計画」の着実な実施に取り組んでいくこととする。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

(「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第 10 次定員削減計画」「行政改革大綱」等)

- ・「電子政府構築計画」(平成 16 年 6 月 14 日各府省情報化統括責任者 (C I O) 連絡会議一部改定) →抜粋

第 1 基本的考え方

I 電子政府構築の原則

- ① 国民にとって使いやすく分かりやすい高度な行政サービスの提供
行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

II 目標

- ① 利用者本位の行政サービスの提供
国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24 時間 365 日ノンストップで (いつでも) 必要な情報を容易に入手し、行政手続についてワンストップで (インターネット上の一つの窓口で) 適切な行政サービスを受けることを可能にする。

第 2 施策の基本方針

I 国民の利便性・サービスの向上

4 オンライン利用の促進のための環境整備

(1) オンライン利用の促進方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、これを促進させるため、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続を重点に、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映、添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化を図り、オンライン利用の利便性を実感できるようにする。

ウ オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるように、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。

厚生労働省電子政府構築計画

I 国民の利便性・サービスの向上

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1) オンライン利用の促進方策

オ 厚生労働省ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、長所などを国民等利用者に分かりやすくするため案内するページを設けているとともに、広報誌等による周知を図っている。厚生労働省及び関係団体が開催する各種会議等において、オンライン利用の要請を行う。

・「IT政策パッケージ - 2005」（平成 17 年 2 月 24 日 IT 戦略本部決定）→抜粋

1. 行政サービス

(1) 電子政府の推進

1) 年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等のオンライン利用促進に向けた取組（関係府省）

エ) 行動計画の策定（全府省）

年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を、2005 年 7 月末までにオンライン利用促進対象手続として定め、「今後の行政改革の方針」（2004 年 12 月 24 日 閣議決定）に基づき、利用促進のための行動計画を 2005 年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。

・「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）→抜粋

1. オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する。
2. オンライン利用の促進を図るため、所得税、法人税の電子申告に係わる制度・運用の改善策や電子的な税、手数料等の納付普及の方策について検討を行う。
3. 利用者視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、手続自体の廃止、インセンティブの付与、処理期間の短縮、本人確認方法の簡素化（電子署名を省略できる場合を整理）等、手続の見直し・改善や紙文書による業務処理からの脱却とこれによる職員の意識改革を図る。

・「オンライン利用促進のための行動計画」（2006年（平成18年）3月29日厚生労働省情報政策会議決定）

77のオンライン利用促進対象手続について、具体的改善方策、目標利用率等を定めた。

②総務省による行政評価・監視等の状況
なし。

③国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。

④会計検査院による指摘
なし。